

第七十六回 帝國議會  
衆議院

# 健康保險法中改正法律案委員會議錄(速記)第五回

(一一一)

付託議案  
健康保險法中改正法律案(政府提出)  
出(第一八號)  
國民勞務手帳法案(政府提出)第  
(第五八號)  
勞務者年金保險法案(政府提出)  
(第五八號)

昭和十六年二月十日(月曜日)午後一時二十  
分開議  
出席委員左ノ如シ

委員長 野田 俊作君

理事山田 清君 理事渡邊 健君

松尾 孝之君

伊藤東一郎君

清水留三郎君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

永江 一夫君

本田彌市郎君

松村 光三君

丸山辨三郎君

石坂 豊一君

吉田 賢一君

星 長井 源君

松尾 三藏君

土屋清三郎君

出井 兵吉君

田中 養達君

曾木 重貴君

支給シ、不慮ノ災厄<sup>ニ</sup>癡疾<sup>ニ</sup>ナリマシタ場  
合ニハ、其ノ程度ニ應ジテ一時金又ハ終身  
癡疾年金ヲ支給シ、死亡シタ際ハ其ノ遺族  
ニ定期間遺族年金ヲ支給致スノデアリマ  
ス、尙ホ又養老年金受給資格取得前ニ脱退シ  
タ場合ニハ、其ノ被保險者タリシ期間ニ應  
ジテ、脱退手當金ヲ支給スルコトニ相成ツ  
テ居リマス、特ニ考慮ヲ拂ヒマシタ點ハ、  
鑛山ニ於ケル坑内夫タル勞働者ニ付キマシ  
テハ、其ノ勞働事情ノ特殊性ニ鑑ミマシテ、  
其ノ保險給付ニ種々ノ好條件ヲ設ケルコト  
ト致シタノデアリマス

第四ニ、本保險ノ保險料ハ、被保險者及  
ビ事業主ニ於テ折半負擔スルコトニナツテ  
居リマスルガ、任意繼續被保險者ニ付キマ  
シテハ、保險料ノ全額ヲ被保險者ガ負擔ス  
ルコトニ相成ツテ居リマス、尙ホ本保險ハ  
長期保險デアリマスル關係上、國庫ハ毎年  
度豫算ノ範圍内ニ於テ、本保險ノ事務執行  
ニ要スル費用ヲ負擔致シマスコトハ勿論、  
保險給付費ノ一部ヲモ負擔シ、事業主及ビ  
労働者ノ負擔ノ輕減ヲ圖ルコト致シテ居  
リマス、何卒御審議ノ上速力ニ御協賛アラ  
ンコトヲ切望致ス次第デアリマス

斯クノ如キ社會立法ヲ戰時下ニ提案スルノ  
ハ、勞働者ヲシテ安ンジテ勞働ニ從事セシ  
メ、延イテハ一塊ノ石炭デモ多ク出ス、一  
ツノ機械デモ多ク造ラセタイ、斯ウ云フ御  
話ガゴザイマシタ、是ハ大臣ノ親心トシテ  
ノ御言葉デアルト思ヒマシテ、私共ハ非常  
ニ満足ニ考ヘテ居ルノデアリマスガ、唯  
動トモ致シマスト、今マデノ社會立法、勞  
働立法、厚生立法ト申シマセウカ、サウ云  
フモノノ基本觀念ノ中ニ、何カ勞働者ニ保  
護ヲ加ヘル法規ト云フモノガ、慈善事業的  
ナ觀念ニ依ツテ取扱ハレ易イ傾向ガ稍、ア  
ウトノデアリマス、私ハ先程申シマシタ此  
ノ大臣ノ親心ヲ御示シニナツタ御言葉ノ中  
ニ、慈善事業的ナ要素ガアルトハ申シマセ  
ツタノデアリマス、少クトモ戰時下ニ於ケル勞働  
立法、社會立法ト云フヤウナモノノ基本觀  
念ニ付テハ、只今大臣ガ御述ベニナツタヤ  
ウナ、高度國防國家トシテ國家的必要ノ基  
礎ニ立ツテ、斯ウ云フモノガ立案セラレナ  
ケレバナラナイト思フノデアリマス、厚生  
省關係ノ諸種ノ社會立法ト云フモノガ、慈  
善事業的ナ觀念カラ遙カニ飛躍シタ所ノ、  
モット科學的ナ基礎ヲ持ツタ建前ニ於テ提  
案セラレルモノト、私共ハ信ジテ居ルノデ  
アリマスガ、此ノ點ニ付テ今マデモサウデ  
アリマスガ、今後尙ホ厚生省關係ニ於テ、  
特ニ立案セラレナケレバナラナイ澤山ナ厚  
生立法、社會立法等ガアルト思ヒマスガ、  
其ノ基本的ナ理念ニ付テ、一應議會ヲ通ジ  
テ明カニシテ戴キタイト存ジマス  
○金光國務大臣 永江君ノ御質問ノ、本法  
案ノ立法ノ根本理念ト申シマスカ、ソレニ  
付テノ御意見ノ點ハ全然御同感デアリマシ  
テ、決シテ慈善事業的ナ考ヘラ以テ立案シ

タノデハゴザイマセス、先般閣議デ決定シマシタ、勤勞新體制確立要綱ニモ示シテアリマス通り、「勤勞ハ皇國民ノ奉仕活動トシテ其ノ國家性、人格性、生産性ヲ一體的ニ高度ニ且現スベキモノトス、隨テ勤勞ハ皇國ニ對スル皇國民ノ責任タルト共ニ榮譽タルベキコト、各自職分ニ於テ其ノ能率ヲ最高度ニ發揮スベキコト、秩序ニ從ヒ服従ヲ重ンジ協同シテ產業ノ全體的效率ヲ發揚スベキコト、全人格ノ發露トシテ創意的、自發的タルベキコトヲ基調トシテ勤勞精神ヲ確立ス」ト云フコトヲ第一ニ述べテアルノデアリマス、サウ云フ意味ニ於テ總テノ法制ヲ立案致シタノデアリマス、隨テ御意見ノ中ニモゴザイマシタヤウニ、高度國防國家建設ノ產業戰士トシテ、生產ノ第一線ニ奮闘サレル労務者ニ對シテ、其ノ生活ノ安全ヲ保障シ、老後ノ慰安ヲ保障シタイント云フヤウナ意味デゴザイマシテ、慈善事業的ニ之ヲ立案シタ云フノデハ決シテゴザイマセヌ、是ハ全然御同感デゴザイマス、其ノ點ヲ御答へ致シマス

今後厚生省ニ於キマシテハ、斯様ナ社會保険制度ト云フモノガ、段々ト擴張セラルベキ傾向ニアルト存ズルノデアリマスガ、此ノ制度ハ只今ノ所ニ於キマシテハ、御承知ノヤウニ色々多岐ニ亘ツテ居ルヤウニ思フノデアリマス、健康保険ノ制度ニ致シマシテモ、或ハ職員保険ノ制度ニシマシテモ、シテモ統一セラレマシテ、今御詰ガアリマシタヤウニ、皇國ノ勤勞體制ニ最モ適應シタ社會保険制度ノ體制ヲ確立スル必要ガアリルト思ヒマスガ、ソレニ付キマシテハ勿論現在ニ於テモ相當複雜多岐デゴザイマスガ、將來尙ホ厚生省ノ當局ノ御盡力ニ依ツテ是ガ擴張セラレ、諸種ノ社會保険制度ガ、今御話ノ御趣旨ニ依リマスナラバ、擴張セラレルコトト存ジマスガ、サウ云フ場合ニヘ、益々複雜ニナツテ參ルノデアリマシテ、現在ニ於テモ相當複雜ナモノデアリマスカラヘ、之ヲ統一スル爲ニ、特ニ官民協力ノ調査機関デモ設ケテ統一スルト云フ御意思デモアリマスカドウカ、其ノ點ヲ御伺ヒ致シマスガ、○金光國務大臣　只今御尋ネノ點ハ、社會保険制度調査會ノ答申モ、大體御意見ト同ジヤウナ統一ヲ必要トスルト云フ方針デゴザイマス、至極御尤モノ御意見ト思ヒマス、尙ホ此ノ場合調査會ハ一應解消致シマスガ、調査會答申ノ次第モアリマスノデ、更ニ改メテ統一ニ關スル調査研究ヲスル爲ノ調查會ヲ設ケテ、十分ニ研究致シテ、御期待ニ副フヤウニ努力致シタイト存ジマス○永江委員　ソレデハ多少條文ニモ入ツテ御尋ネ致シタイノデアリマスガ、第一ニ私ガ御尋ネ致シタイコトハ、被保險者ニ關ス

ルコトデアリマスガ第十六條ヲ見マスト、  
労働者ト云フ字ヲ使ツテゴザイマスガ、  
其ノ範圍ハ、先程御説明ニナツタ、健康保  
險ノ被保險者ト云フ範圍ヲ出デテナイト云  
云フコトガ、ヤハリ國家トシテ必要デアリ  
マスル以上ハ、此ノ労働者ト云フモノノ定  
義ニ付テモ、私共ハ色々意見ヲ持ツテ居ル  
ノデアリマスガ、之ヲ廣イ意味ニ解釋ヲス  
ル、更ニソレハ一ツノ工場ニ於キマシテモ、  
第一戰ノ労務者ガ被保險者トナルコトハ當  
然デアリマスケレドモ、ソレノ補助機關デ  
アル所ノ、其ノ工場ニ於ケル俸給者モ加ヘ  
テ、可ナリ廣イ範圍ニ擴大スル、突進ンデ  
申シマスナラバ、斯ウ云フ制度ハ一般「サラ  
リーマン」ニモ擴大セラルベキ傾向ヲ持ツテ  
居ルモノト思ヒマスガ、此ノ點ハ如何デゴ  
ザイマスカ

○樋貝政府委員　失業保険ニ付キマシテハ、色ナ問題ガ起キテ居ルノデアリマス、隨テ私ノ考へトシマシテハ、何カ此ノ保険法案ニ更ニ續イテ、現行ノ退職積立金及ビ退職手當法ト云フモノニ依ル退職制度ノ諸種ノ特長ヲ包攝セラレマシテ、簡單ニ言ヘバ失業保険デアリマスガ、將來何カ保険的失業対策ノ制度ヲ確立サレルヤウナ御意向ハゴザイマセヌカ

○永江委員　尙ホ一、二御願ヒシタイコトガアリマスガ、其ノ一つハ、只今御説明ニナリマシタヤウニ、本法案ハ非常ニ重要なモノニアリマスガ爲ニ、其ノ保険者ハ健康保険、職員保険等ノ如ク、公法人タル組合ニセズシテ、政府自ラ保険者トセラレタ點ニ付テハ、私共ハ非常ニ満足シテ居ルノデアリマスガ、併シ此ノ爲ニ扱ハレマス金額モ、相當多額ニナルコトハ勿論デアリマシテ、此ノ管理運營ト云フコトニ付キマシテ、相當政府デモ御考ヘニナツテ居ルヤウデアリマスガ、只今マデ私共ノ承知シテ居ル範圍ニ於キマシテハ、先年議會ヲ通過シマシタ船員保険ノ積立金ナドニ付テモ、今日デハ餘リハツキリシタ運營ノ事實ヲ知リマセヌ、隨テ將來相當多額ニナル資金ノ特別運用ニ付キマシテ、何カ政府デ御考ヘニナツテ居ラレル點ガアリマスレバ、此ノ際明カニシテ戴キタイト思フノデアリマス

○樋貝政府委員　御答へ致シマス、此ノ積立金ノ運用ニ付キマシテハ、從來ノ例ヲモ

成績ヲモ考慮致シマシテ、ソレカラ又從來ノ度ノ目的ニモ合致シ、又今後ニ於ケル諸般ノ情勢ニモ合フヤウニ致シテ行キタイト云フ考ヘヲ持ツテ居リマス、其ノ具體方法ニ付キマシテハ、此ノ年金ノ特別會計ナドガ出来マス時ニ於テ、確定ヲ致シタイト考ヘテ居リマスガ、御承知ノヤウニ只今アルモノハ、例ヘバ簡易保険ノ運營ノ如キ、是ハ保險院ニ於テ致シテ居リマス、ソレカラ只今御示シニナリマシタ健康保険、職員保険ノ分ニ付キマシテハ、大藏省ノ預金部ニ於テ運營ヲヤツテ居リマスガ、今度ノ年金ニ付キマシテハ、ソレ等兩方ノ例ナドモ參酌ヲ致シマシテ、更ニ今後決メテ行キタイト云フ風ニ考ヘテ居リマス、大體ニ於キマシテハ、預金部方面ニ預ケ入レト云フヤウナコトヲ中心ニシ、サウシテソレニ此ノ制度ノ特殊性ヲ考ヘ合セテ、運營シテ行キタイト云フ考ヘヲ持ツテ居リマス、マダ確定ハ致シテ居リマセヌ

○永江委員 大體只今ノ御答辯デ私モ諒承致シマシタガ、次ニ此ノ運營ニ關シマシテ、ハ強力ナル特別運用機關デモ御作りニナツテ、其ノ中ニ被保險者デアリマスル勞働者ノ意向ヲ代表スル者ヲ御入レニナツテ運用ヲセラレルト云フコトガ、本保險法ノ制定ノ趣旨ニモ合致スルト思フノデアリマス、此ノ點今一度御答辯ヲ願ヒマス

○糧貿政府委員 只今御尋ネノ御趣旨全ク御同感申上ガル次第デアリマス、此ノ制度ハ先程大臣カラモ申上ゲタヤウナ事情デ運用モサレ、元々出來テ參ツタヤウナ次第デアリマスカラ、之ニ依ル積立金ノ運用ノ如キニ於キマシテモ、產業ニ還元スルナリ、或ハ又労働者ノ福利施設ノ方面ニ、是ガ使ハレルヤウニナルト考ヘルノデアリマス、更ニ又今日ノ時局デアリマスカラ、或ル部分ト云フモノハ、無論時局ヲ乘切ツテ行キマス一般ノ費用ト申シマセウカ、其ノ方面ニ投資サレルコトモ、是モ無論考ヘナケレバナラヌト思ヒマスケレドモ、只今申上ゲタヤウナ産業方面ニ還元スル、或ハ労働者ノ福利施設ノ方面ニ使フト云フヤウナコトハ、是ハ忘レテハナラヌコト考ヘテ居リマス、ソコデ私ハ先程其ノ運用ノ形式ヲドウウスルカト云フコトニ付テ、マダ確定シテ居ラスト云フコトヲ申上ゲタ次第デアリマスガ、何レノ形式ヲ採リマシテモ、只今ノ御意見ノヤウナ結果ニナルヤウニ、必ずサウ云フ風ニナルヤウニ運營ヲ致シマスコトハ、實質ニ於テサウ云フコトヲ實現致シマスコトハ、誓ツテ申上ゲ得ル考ヘデ居リマス

Digitized by srujanika@gmail.com

大臣ノ御説明ノ中ニモ、福利施設ノコトニ付テモ觸レテ居ラレマスガ、此ノ際政府ニ於テ或ル程度具體的ニ、將來斯ウ云フヤウナ福利施設ヲ行フト云フ案ガアリマスルナラバ御説明ヲ願ヒタイ

○編員政府委員 只今申上ダマシタ福利施設ノ方ニ使フト云フノニハ、二ツノ意味ガアル譯デゴザイマス、一つハ資金運用デゴザイマシテ、労働者ナドノ方面ノ福利施設ノ方ニ融通シテヤル、是ハ現在簡易保険ノ運用ナドニ於テモ、非常ニ少ノデゴザイマスガ、サウ云フ方面ニモ使ツテ居リマシシ、又直接ニ諸種ノ施設、例ヘバ傷病者ノ療養ナドノ方ノ施設ニ使フノト、二種ノ意味ガアリマスガ、先程申シマシタ運用ノ方問題トシテ考ヘマスノハ、労働者ノ福利施設ニ要スル金ヲ、例ヘバ民間ノ方カラ借入レタイト云フヤウナ場合ニ、ソレヲ貸付ケルト云フヤウナコトヲ意味シテ居リマシテ、此ノ年金保険ノ方ノ制度ト致シマシテハ、基本ハ生活ノ爲ニ、或ハ廢疾者、老齢者ニ金ヲ給付スルト云フコトヲ本體トシテ居リマスガ、ソレニ伴ヒマシテノ療養等ノ施設ヲ出來ルダケスルト云フコトデアリマス、二様ノ意味ガアリマシテ、運用ノ方ト致シマシテハ、無論是ハ貸付ヲスルト云フコトニナルノデアリマス

○永江委員 是ハ本法案ニ付キマシテ、厚生省カラ御出シニナツタ「パンフレット」ノ中ニモアリマスル言葉デアリマスガ、即チ勞働者年金保険ハ労働者ノ生活ノ國家管理デザイマス、隨テ若シ効イテ居リマスル者ガ、アルト云フ、此ノ建前ニ付テ私共ハ同感デゴ

マシテ、高度國防國家ノ部面ニ於テ喜ンデ効

クト云フコトガ出來マスルナラバ、是ハ國家ノ爲ニ官廳ノ方ノ施設ニ於キマシテモ、唯死ンダ場合ニ是ダケ貰ヘルトカ、或ハ辭メタ場合ニ斯ウナルト云フヤウナ形式上ノアル譯デゴザイマス、一つハ資金運用デゴザイマシテ、勞働者ナドノ方面ノ福利施設ノ方ニ融通シテヤル、是ハ現在簡易保険ノ運用ナドニ於テモ、非常ニ少ノデゴザイマスガ、サウ云フ方面ニモ使ツテ居リマスシ、又直接ニ諸種ノ施設、例ヘバ傷病者ノ療養ナドノ方ノ施設ニ使フノト、二種ノ意味ガアリマスガ、先程申シマシタ運用ノ方問題トシテ考ヘマスノハ、労働者ノ福利施設ニ要スル金ヲ、例ヘバ民間ノ方カラ借入レタイト云フヤウナ場合ニ、ソレヲ貸付ケルト云フヤウナコトヲ意味シテ居リマシテ、此ノ年金保険ノ方ノ制度ト致シマシテハ、基本ハ生活ノ爲ニ、或ハ廢疾者、老齢者ニ金ヲ給付スルト云フコトヲ本體トシテ居リマスガ、ソレニ伴ヒマシテノ療養等ノ施設ヲ出來ルダケスルト云フコトデアリマスガ、二様ノ意味ガアリマシテ、運用ノ方ト致シマシテハ、無論是ハ貸付ヲスルト云フコトニナルノデアリマスガ、是以上ハ議論ニナリマスカラ、私ハ希望トシテモウ少シ福利施設ト云フコトガ附タリデナクシテ、本筋ニ於テ澤山ノ内容ヲ持ツタモノトシテ、全被保險者デアル労務者ニ御示シガ願ヒタイト云フコトヲ希望トシテ申上ゲマシテ、モウ一つ質問ヲシテ私ノ質問ヲ終リタイト思ヒマス

此ノ制度ニ付キマシテハ、初メ大臣ニ御尋ね致シマシタヤウニ、非常ニ今後複雜ナモニニナツテ參ルコトハ當然デアリマシテ、

クト云フコトガ出來マスルナラバ、是ハ國家ノ爲ニ官廳ノ方ノ施設ニ於キマシテモ、唯死ンダ場合ニ是ダケ貰ヘルトカ、或ハ辭メタ場合ニ斯ウナルト云フヤウナ形式上ノアル譯デゴザイマス、ソレニ迷惑ヲ受ケルモノコトデナクシテ、此ノ制度ヲ通シテ、労働者ノ生活ヲ國家ガ保障スルト云フ境地ニマデ至リマスル爲ニハ、此ノ福利施設ガ将来重大ナ關係ヲ持ツテ居ルノデアリマス、ソレデ只今御話ノヤウニ、貸付ヲ行フト云フヤウナコトデナクシテ、モット積極的ナ方面デ御考ヘラ願フコトガ出來ルノデハナイカト思フノデアリマス、唯從來ノヤウナ健保険ノ如ク、短期ニ金ガ廻リマスルモノニ付テハ、政府トシテモサウ大キナ施設ヲ行フト云フコトハ、困難デアルコトハ諒解致シテ居ルノデアリマスガ、本法案ノ如クニ相當多額ノ基金ガ、而モ長期ニ亘ツテ運用ガ出來ルノデアリマスカラ、此ノ保険法ヲ以テ、労働者ノ生活ヲ國家管理ノ地位ニマデ高メテ行クト云フ理想ナリ方針ガアリマスルナラバ、ヤハリ福利施設ニ付テ、モウ少シ積極性ノアルモノヲ政府ガ御示シニアルコトガ、本法ノ趣旨ヲ労働者ニ徹底スルコトニナルト思フノデアリマスガ、是以上ハ議論ニナリマスカラ、私ハ希望トシテモウ少シ福利施設ト云フコトガ附タリデナクシテ、本筋ニ於テ澤山ノ内容ヲ持ツタモノトシテ、全被保險者デアル労務者ニ御示シガ願ヒタイト云フコトヲ希望トシテ申上ゲマシテ、モウ一つ質問ヲシテ私ノ質問ヲ終リタイト思ヒマス

○編員政府委員 只今御尋ネノ分ト、先刻御希望トシテ申サレタ點ニ付テ申上ゲマス、先程申上ダマシタヤウニ、民間方面ニ於ケル色々ナ福利施設ニ要スル費用ガアルナラバ、此ノ積立金ヲ運用シテ、ソレニ貸付モシテ行カウト云フヤウナ考ヘラ持ツテ居リマスノト、ソレカラ此ノ年金保険制度自體ガコトヲ心掛ケマシタ譯ナノデアリマスガ、今日アリマスル各種ノ社會保險制度ハ、次ノ八月給ヲ單位ニ出來テ居ル、例ヘバ月單位ニ出來テ居リマスヤウナモノハ、月ノ半バニ入ツテ來タ者ヲドウスルカ、或ハ月ノ半モノハ日給ヲ單位ニ出來テ居ル、或ルモバ、ソレニ被保險者ノ範圍ハドンナモノカト云フコトガ、ハツキリ分ルヤウニト云フマシタ、例ヘバ此ノ被保險者ノ範圍ヲ、健保険ノ方ノ被保險者ノ範圍ト一致セシムルヤウニシマシタコドモ、一ツ頭ニ入レバ、ソレニ被保險者ノ範圍ハドンナモノカト云フコトガ、ハツキリ分ルヤウニト云フマシタ、例ヘバ此ノ被保險者ノ範圍ヲ、健保険ノ方ノ被保險者ノ範圍ト一致セシムルヤウニシマシタコドモ、一ツ頭ニ入レバ、ソレニ被保險者ノ範圍ハドンナモノカト云フコトガ、ハツキリ分ルヤウニト云フマシタ、例ヘバ此ノ被保險者ノ範圍ヲ、健保険ノ方ノ被保險者ノ範圍ト一致セシムルヤウニシマシタコドモ、一ツ頭ニ入レバ、ソレニ被保險者ノ範圍ハドンナモノカト云フコトガ、ハツキリ分ルヤウニト云フマシテモ相違ガアリマスル爲ニ、中々専門家デナイ限リ頭ヘ入り兼ネル、オ醫者サンノカト云フヤウナ色々ナ問題ガアリマス、此ノ間ニ現存致シマス社會保險制度ニ於キマシテモ相違ガアリマスル爲ニ、中々専門家デナイ限リ頭ヘ入り兼ネル、オ醫者サンノ方面ナンカカラモ、屢々サウ云フヤウナ苦情モ聞イテ居リマスヤウナ譯デ、是等ハ是非近ク統一致シマシテ、一ツ覺エレバ、ソレデズツト一貫シテ考ヘラレルヤウニ致シマスト、事務ノ方ニ於キマシテモ、亦被保險

者ニ對スル給與ノ方面ニ致シマシテモ、非常ニ單純化スルコトガ出來、能率増進ガ出来ルト云フ風ニ考ヘテ居リマス、之ニ付テハ早速ニ整理ニ取掛リタイ、既ニ私ノ方ニ屬シマスル關係局ノ方ニモ、サウ云フコトヲ申シマシテ、其ノ方法等ニ付テ研究ヲ始メテ居ルヤウナ次第アリマスカラ、御趣旨ニ十分副ヒ得ルコトト考ヘテ居リマス

○永江委員 大臣初メ厚生當局ガ御出席デアリマスカラ、一ツ最後ニ申上ゲテ置キタイノハ、御承知ノヤウニ勞働者ト云フモノハ、十錢ノ金ヲ出シタラバ直チニソコデ餽餓食ベラレル、齎麥ガ食ベラレルト云フ、此ノ關係デ、ハツキリト物ヲ見ル傾向ガ大體アリ勝チデゴザイマス、然ルニ本法案ハ強制的ニ加入ヲサセラレテ居ル、隨テ政府デ非常ニ苦心ヲセラレテ御作リニナツタモノデアリマセウケレドモ、其ノ恩澤ヲ受ケルベキ被保險者デアル勞働者ガ、コンナ面倒ナモノヲ云フコトデ、寧ロ面倒ガルト云フ傾向ガ最初ニ現ハレテ來ルト思フ、併シナガラ所謂政府ノ親心トシテ、此ノ點強制的ニ入レラレルノデアリマスカラ、當初ニ於テサウ云フ傾向ガ現ハレルコトハ已ムヲ得ヌト思ヒマスケレドモ、勤モシマスルト官僚的ナ事務取扱ノ煩瑣其ノ他カラ、餘リニ形式的條文ニ囚ハレマシテ、折角労働者ノ生活ヲ國家管理ノ制度ニマデ引上ガ行カウト云フ、大理想ヲ以テオヤリニナツタノガ、其ノ恩澤ヲ受ケル側カラ、面倒臭イト云フヤウナ不平ノミガ簇出シナイヤニ願ヒタイ、只今私カラ諸般ノ質問ヲ申シマシタケレドモ、簡單ニ申シマスナラバ成ベク手續ヲ簡易ニセラレルト同時ニ、其ノ被保險者ノ權利義務ニ付キマシテハ、出

來ルダケ權利ヲ尊重スルノ建前デ運營ヲシテ戴キタイ、是ダケヲ以テ私ノ質問ヲ終リマス

○野田委員長 國民勞務手帳法案ニ付テ松尾三藏君カラ御質問ガアルサウデスカラ——松尾君

○松尾(三)委員 私ハ此ノ度政府ノ提出ニナリマシタ所ノ國民勞務手帳法案ト云フモノハ、生產業者ヨリ見マシテモ、亦勞務者側カラ見マシテモ、洵ニ結構ナ法案ト存ジテ居ル次第ゴザイマス、今日ノ戰時下ニ於ケル最モ宜シキ法案ト思ヒマス、此ノ法案ニ付キマシテ二三點御伺ヒシタイト思ヒマス

〔委員長退席、渡邊委員長代理着席〕

本法ニ「十四年以上六十年未滿ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ勞務者」ト云フ條文ガアリマスノデ、此ノ點ニ付テ御尋ね申シタイト思ヒマス、私ハ本案ノ趣旨ニ付キマシテハ、今日ノ勞務者ガ戰爭ノ爲メ、事變ノ爲ニ非常ニ少クナルデアラウト云フコトヲ見越シマシテ、先年七十二議會ノ時ニ之ヲ建議致シタノデアリマスケレドモ、不幸ニシテ反對者ガアリマシテ、遂ニ其ノ儘保留トナツテシマツタノデゴザイマスガ、本日此ノ法案ガ出マシタ、私ノ時ノハ、其ノ實ハ十六歳未滿ノ者ハ使フコトハイケナイト云フヤウナコトニ依ツテ反對ヲ受ケタノデアリマシタガ、今日十四歳以上六十歳ツタノガ、其ノ恩澤ヲ受ケル側カラ、面倒

ト、今勤イテ居ル所ノ女子ニハ、ドウ云フ千人ダケハ特ニ許シテアルト私ハ思フノデアリマス

〔渡邊委員長代理退席、委員長着席〕

○松尾(三)委員 今政府委員ノ御説明デハ女子ハ除イテアル、斯ウ云フ御話デゴザイマスガ、只今女子ガ、殆ド鑛業ノ方ニモ、七千人ダケハ特ニ許シテアルト私ハ思フノデト思ヒマス

○兒玉政府委員 勞務手帳ヲ持タセテ移動ヲ規制スルト云フコトト、十六歳未滿ノ者ヲ如何ナル場合ニモ、如何ナル場所ニモ、如何ナル時間ニモ使ツテモ宜イト云フコトトハ、別個ノ問題ニナツテ居リマス

○松尾(三)委員 ソレカラ婦女子ト云フコトニ付テ御尋ネ申上ゲタインデアリマスガ、此ノ法案ニハ男女ノ別ガ分ケテアリマセヌガ、女子ヲ使フコトハドウ云フコトニナツテ居リマスカ、此ノコトニ付テ御尋ネ致シマス

○兒玉政府委員 今回ノ勞務手帳制度ヲ設ケマシタノハ、大體軍需産業、或ハ生產擴充產業、時局産業ノ勞務ノ移動ヲ規制シタイ、斯ウ云フ積リテ此ノ制度ヲ設ケタノデゴザイマスルガ、女子ニ付キマシテハ、現在勞務移動ヲ規制スル必要カラ申セバ、幾ラカ其ノ程度が緩慢デハナイガ、斯様ニ考ヘテ一應現在ノ所デハ女子ヲ除イテアリマス、将来ノ情勢ニ依リマシテハ、又女子ニモ及ボスト云フヤウナコトハアラウカト考ヘテト存ジマスルガ、取扱ニ付キマシテハ、非常ニ面倒ガ多カラウト思フノデアリマス、尙ホ其ノ取扱ニ付キマシテモ、違反シタル者ニ對スル罰則ノ規定ヲ設ケテアルヤウデアリマス、大體之ヲ人ニ貸スト云フヤウナコトハ、當然出來ナイ譯デアリマスルケレドモ、此ノ勞務手帳ノ中ニ貸スト直グ發見セラレルヤウナ制度ヲ設ケル、例ヘバ今自動車ノ運轉手ガ免狀ヲ持ツテ居リマスル通リニ、此ノ勞働手帳ニ本人ノ寫眞ヲ附スルヤウナコトニナルト、結局人ニ貸スコトモ出來ナイ、隨テ罰則ヲ受クル者モ少クナルヤウナコトニナルノデアリマスルガ、サウ云フ點ニ付テ、政府ノ方デハドウ云フ風ニ御考ヘニナツテ居ルカ、一應御伺ヒシタイト思ヒマス

○兒玉政府委員 勞務手帳ノ不正使用ヲ防止スル爲ニハ、御承知ノ通り罰則モ設ケテゴザイマスルガ、只今御話ノヤウナ寫眞ヲ貼附シテ之ヲ防止スルコトモ、最モ有效ナツツノ方法ト考ヘマシテ、御意見ノヤウニ取計ラフ見込ヲ持ツテ居リマス

○松尾(三)委員 私ノ質問ハ是デ終リマシタ

○内藤政府委員 法案ノ建前ハ御話ノヤウニ男女ヲ問ハヌコトニナツテ居リマスガ、只今政府委員カラ御答辯ガアリマシタヤウ

○吉田委員 御尋ネ致シマス順序トシテ、國民勞務手帳法ノ立法ノ目的ガ、從業員ノ移動防止、勞務配置ノ適正、賃金規制、左様ニ了承致シタノデアリマス、ソコデ先づ一點御尋ネシテ置キタイ事項ハ、移動ガ激シクテ、或ハ雇入制限、移動防止令、又今回ノ勞務手帳、斯ウ云フ風ニ次ヘト立法發令ノ手段ニ出テ參ツタ譯デアリマスガ、其ノ移動ノ、主タル原因ハ、需要ガ供給ヨリズット大キイコト、ソレカラ今一ツハ、ヨリ好キ條件ノ工場、事業場ナドヘ移リ行カントスルコト、大體斯ウ云フ二點ニ歸スルノデハナイカト私ハ考ヘルノデスガ、御所見ヲ伺ヒタイ

○兒玉政府委員 勞務者ガ移動シマス原因ハ、表面的ニハ病氣デアルトカ、或ハ家事居ルヤウデアリマス、本當ノ原因ハ是亦一

二デモナイヤウデアリマスガ、只今御話ノアリマシタヤウニ、他ノ職場へ行ケバ給料ガ餘計ニナルトカ、或ハ現在ノ勞務管理ノ狀態ニ對スル不滿デアルトカ、或ハ又業主トノ氣持ノ行違ヒデアルトカ、サウ云ツタヤウナコトカラノヤウニ承知ヲ致シテ居リマス

○吉田委員 ソコデ本案ノ目的トスル所ハ時局柄至極適切ナル立法ト私モ存ズルノデアリマス、所デ此ノ法案ヲ通覽致シマスト、事業主ノ方面ニ於キマシテ、他ノ法令ヨリ進ンデ更ニ安定ノ狀態トナリ得ルト存ジマス、ソコデ從業者ノ方面ニ於キマシテ、トモスレバ惡質ノ事業主ニ依ツテ、不當ナ種ノ工場ヘノ釘付ケト申シマスカ、サウ云

フ不條理ナ事態ガ發生スルコトガナイデアラウカ、斯ウ云フ方面ニ付テ十分ニ意ヲ用ヒナ目的ヲ達スル爲ニ立法ニナルモノト存ジマス、是ハ提案理由ノ御説明ニ依リマシテモ、左様ニ了承致シタノデアリマス、ソコデ先づ一點御尋ネシテ置キタイ事項ハ、移動ガ激シクテ、或ハ雇入制限、移動防止令、又今回ノ勞務手帳、斯ウ云フ風ニ次ヘト立法發令ノ手段ニ出テ參ツタ譯デアリマスガ、其ノ移動ノ、主タル原因ハ、需要ガ供給ヨリズット大キイコト、ソレカラ今一ツハ、ヨリ好キ條件ノ工場、事業場ナドヘ移リ行カントスルコト、大體斯ウ云フ二點ニ歸スルノデハナイカト私ハ考ヘルノデスガ、御所見ヲ伺ヒタイ

○兒玉政府委員 勞務者ガ移動シマス原因ハ、表面的ニハ病氣デアルトカ、或ハ家事居ルヤウデアリマス、本當ノ原因ハ是亦一

二デモナイヤウデアリマスガ、只今御話ノアリマシタヤウニ、他ノ職場へ行ケバ給料ガ餘計ニナルトカ、或ハ現在ノ勞務管理ノ狀態ニ對スル不滿デアルトカ、或ハ又業主トノ氣持ノ行違ヒデアルトカ、サウ云ツタヤウナコトカラノヤウニ承知ヲ致シテ居リマス

○兒玉政府委員 前提トシテ御話ニナリマシタ事業主ガ、不當ニ勞務者ヲ釘付ケニスルト云フコトハナイカト云フ御懸念ニアリマスガ、前回モ申上げタノデアリマスガ、勞務者ノ移動防止ヲ致シマス必要ハ、最近ノ急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ産

トモ出來、又職業紹介所、今ノ職業指導所ニ付テ十分ニ意ヲ用ヒナ目的ヲ達スル爲ニ立法ニナルモノト存ジマス、是ハ提案理由ノ御説明ニ依リマシテモ、左様ニ了承致シタノデアリマス、ソコデ先づ一點御尋ネシテ置キタイ事項ハ、移動ガ激シクテ、或ハ雇入制限、移動防止令、又今回ノ勞務手帳、斯ウ云フ風ニ次ヘト立法發令ノ手段ニ出テ參ツタ譯デアリマスガ、其ノ移動ノ、主タル原因ハ、需要ガ供給ヨリズット大キイコト、ソレカラ今一ツハ、ヨリ好キ條件ノ工場、事業場ナドヘ移リ行カントスルコト、大體斯ウ云フ二點ニ歸スルノデハナイカト私ハ考ヘルノデスガ、御所見ヲ伺ヒタイ

○兒玉政府委員 勞務者ガ移動シマス原因ハ、表面的ニハ病氣デアルトカ、或ハ家事居ルヤウデアリマス、本當ノ原因ハ是亦一

二デモナイヤウデアリマスガ、只今御話ノアリマシタヤウニ、他ノ職場へ行ケバ給料ガ餘計ニナルトカ、或ハ現在ノ勞務管理ノ狀態ニ對スル不滿デアルトカ、或ハ又業主トノ氣持ノ行違ヒデアルトカ、サウ云ツタヤウナコトカラノヤウニ承知ヲ致シテ居リマス

○兒玉政府委員 前提トシテ御話ニナリマシタ事業主ガ、不當ニ勞務者ヲ釘付ケニスルト云フコトハナイカト云フ御懸念ニアリマスガ、前回モ申上げタノデアリマスガ、勞務者ノ移動防止ヲ致シマス必要ハ、最近ノ急急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ産

トモ出來、又職業紹介所、今ノ職業指導所ニ付テ十分ニ意ヲ用ヒナ目的ヲ達スル爲ニ立法ニナルモノト存ジマス、是ハ提案理由ノ御説明ニ依リマシテモ、左様ニ了承致シタノデアリマス、ソコデ先づ一點御尋ネシテ置キタイ事項ハ、移動ガ激シクテ、或ハ雇入制限、移動防止令、又今回ノ勞務手帳、斯ウ云フ風ニ次ヘト立法發令ノ手段ニ出テ參ツタ譯デアリマスガ、其ノ移動ノ、主タル原因ハ、需要ガ供給ヨリズット大キイコト、ソレカラ今一ツハ、ヨリ好キ條件ノ工場、事業場ナドヘ移リ行カントスルコト、大體斯ウ云フ二點ニ歸スルノデハナイカト私ハ考ヘルノデスガ、御所見ヲ伺ヒタイ

○兒玉政府委員 前提トシテ御話ニナリマシタ事業主ガ、不當ニ勞務者ヲ釘付ケニスルト云フコトハナイカト云フ御懸念ニアリマスガ、前回モ申上げタノデアリマスガ、勞務者ノ移動防止ヲ致シマス必要ハ、最近ノ急急ノ產業ニ移ツテ行クト云フコトハ、成ベク防止ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマスルノデ、多少勞務者ノ自由ナ移動ヲ拘キヲ置イテ居リマスルノデ、此ノ方面カラ不急ノ産

争シテ賃金ヲ引上ゲルト云フ譯ニモ參リマス、是ガ又延イテ物價ヲ低下サセル所以デアルト云フヤウナ次第デアリマシテ、此ノ賃金ト生計費トノ均衡ト云フコトハ、最モ注意ヲシナケレバナラス點カト考ヘテ居ルノデアリマス、ソコデ其ノ賃金ニ付テモ、手當デアルトカ、賞與デアルトカ、或ハ物ノ支給、廉賣、斯ウ云フ各種ノ問題ガ、無統制ニ亂雜ニナツテ居ツテハイケナイト云フ點ハ、御意見ノ通リト考ヘルノデアリマシテ、賃金統制令ヲ改正致シマシタ所以ハソコニアルノデアリマス、ソコデ是カラ適正賃金ヲ決メルノニドウスルカト云フコトハ、只今頻リニ準備ヲ致シテ居ル最中デアリマスガ、業種ニ依ツテモ違ヒマス、或ハ地域ニ依ツテモ違ヒマス、或ハ男女性別、或ハ経験年數、斯ウ云フ色々ナ要素ガアルト思ヒマスルノデ、是等ノ要素ヲ考ヘ合ハセマシテ、只今申述ベタヤウナ意味ノ、各種ニ亘ツタ細カイ基準ヲ今研究致シテ居ルノデアリマスガ、唯難カシイ點ハ、業種モ同ジデアル、同ジ地域ニアル、同ジ男同士デアル、同ジ経験年數デアルト申シマシテモ、必ズシモ賃金ガ絶對ニ同一ニ行カナイト云フコトハ、人ノ技能ノ問題ナノデアリマシテ、此ノ點ヲ全然度外視スルト云フ譯ニハ行カヌト存ジマスガ、大體ニ於テハ先程申述ベマシタヤウナ各種ノ要素別ニ基準ヲ定メマスレバ、大體ノ統制ト云フモノガ保タレルノデハナイカト云フヤウニ考ヘテ、今研究ヲシテ居ル次第デアリマス

ガ、元來此ノ所得賃金制度ナドニ付テ、例  
ヘバ徳川時代ノ商店ノ番頭、店員ナドノ所  
得ヲ見テミマスルト、今デ謂フ本給ハ、極  
ク少イモノガヂツトシテ、或ハ年數ニ依ツ  
テ稍段々上ツテ行ク、所ガソレ以外ニ妻ヲ  
娶ツタ、子供ガ出來タ、家族ガ殖エタ、斯  
ウ云フコトハ特ニ參酌致シマシテ特別ニ加  
増スルト云フ制度ガ、徳川時代ノ大阪方面  
ノ商店ニハ相當嚴重ニ行ハレテ居ツタヤウ  
デアリマスガ、是ハ洵ニ日本のナ家族主義  
ノ根本精神力ヲ考へマシテモ面白イコトデ  
ゴザイマス、然ルニ明治以來カラハ、獨身  
デアツテモ、又子供ガ五人アツテモ、初任  
給ハ同ジダ、年功ハ是レヽダカラト云フ  
コトデ、家族ノ數ヲ問ハナイ、斯ウ云フヤ  
ウナコトニナツテ居リマシテ、洵ニ機械的  
ナ、實情ニ即サナイモノデアルト存ジマス、  
斯ウ云フヤウナコトガ生計費ト所得ノ均衡  
ヲ破る根源ニナツテ居ルノデハナイカ、第  
一、賃金支給等ニ對スル思想方洵ニ日本ノ  
家族主義ノ精神ガナイ、斯ウ云フヤウニモ  
批評シ得ラレルト思ヒマス、ソコデ、最近官  
吏ニ對シ家族一人二圓當リノ特別手當ガ出  
タヤウデゴザイマスシ、又大會社ニ於テハ  
若干ソレニ似タ制度ヲ只今實施シテ居ルモ  
ノモゴザイマスガ、何トカ一家ノ生計ヲ立  
テテ行クト云フコトヲ基本ニシテ、而シテ  
其ノ技能、或ハ事業ヘノ貢獻、勤惰等ガ斟  
酌サレルト云フコトニ重點ヲ置カレルコト  
ガ、斯ウ云フ法律ノ眞個目的トスル所ヲ達  
シ得ルノデハナイカ、斯ウ考ヘマスノデ、  
何卒其ノ邊ノ特別ナル御配慮ヲ賜ハリタイ  
ト存ズルノデアリマス

○吉田委員 重ねて質問スル譯アリマセ  
スガ、最近労働者ヲ労務者ト稱シテ居ル人  
モアリ、又労働者ト云フコトニ付テハ、過  
失ノ内藤政府委員 御答へ致シマス、實ハ第  
一條ノ範圍ハ、只今ノ所ヘ大體工場、礦山ニ適  
用スル、事態ノ如何ニ依リマシテハ、將來  
商業關係其ノ他ニモ考慮シ得ル、差當ツテ  
ハ労働者又ハ技術者ト云フノデ事足リルト  
思フノデアリマスガ、其ノ場合ナドヲ考慮  
致シマシテ、多少廣イ意味デ労務者ト云フ  
言葉ヲ使ツタ方ガ宜イト云フ意味デ、第一  
條ノ案文中ニハ、技術者又ハ労務者ト云フ  
字ヲ使ツタノデアリマス

○児玉政府委員 此ノ制度ハ、私共モ今マ  
デ労働手帳制度トヨク言ウテ、呼ビ慣レタ  
名前ナノデアリマスガ、内容ハ實ハ技術員  
ヲ含ンデ居リマスノデ、労働者、労働手帳  
ト言フト、少シ範圍ガ狭イト云フ譯デ、勞  
務手帳ト云フ方が觀念ガ廣イ、斯ウ云フ見  
方デ、法律ニスル場合ニハ労務手帳ト云フ  
コトニ致シタノデアリマス

○吉田委員 此ノ標題ノソレヲ指スト云ヒ  
マスヨリモ、内容ト致シマシテ、例ヘバ第  
一條ニ技術者ト労務者ト區別シテアリマス、  
ソレカラ年金法ニ於テハ總デ労働者トナツ  
テ居リマス、此ノ統一、異同ノ問題ナンデ  
ス

○内藤政府委員 御答へ致シマス、實ハ第  
一條ノ範圍ハ、只今ノ所ヘ大體工場、礦山ニ適  
用スル、事態ノ如何ニ依リマシテハ、將來  
商業關係其ノ他ニモ考慮シ得ル、差當ツテ  
ハ労働者又ハ技術者ト云フノデ事足リルト  
思フノデアリマスガ、其ノ場合ナドヲ考慮  
致シマシテ、多少廣イ意味デ労務者ト云フ  
言葉ヲ使ツタ方ガ宜イト云フ意味デ、第一  
條ノ案文中ニハ、技術者又ハ労務者ト云フ  
字ヲ使ツタノデアリマス

○児玉政府委員 此ノ制度ハ、私共モ今マ  
デ労働手帳制度トヨク言ウテ、呼ビ慣レタ  
名前ナノデアリマスガ、内容ハ實ハ技術員  
ヲ含ンデ居リマスノデ、労働者、労働手帳  
ト言フト、少シ範圍ガ狭イト云フ譯デ、勞  
務手帳ト云フ方が觀念ガ廣イ、斯ウ云フ見  
方デ、法律ニスル場合ニハ労務手帳ト云フ  
コトニ致シタノデアリマス

○吉田委員 此ノ標題ノソレヲ指スト云ヒ  
マスヨリモ、内容ト致シマシテ、例ヘバ第  
一條ニ技術者ト労務者ト區別シテアリマス、  
ソレカラ年金法ニ於テハ總デ労働者トナツ  
テ居リマス、此ノ統一、異同ノ問題ナンデ  
ス

○内藤政府委員 御答へ致シマス、實ハ第  
一條ノ範圍ハ、只今ノ所ヘ大體工場、礦山ニ適  
用スル、事態ノ如何ニ依リマシテハ、將來  
商業關係其ノ他ニモ考慮シ得ル、差當ツテ  
ハ労働者又ハ技術者ト云フノデ事足リルト  
思フノデアリマスガ、其ノ場合ナドヲ考慮  
致シマシテ、多少廣イ意味デ労務者ト云フ  
言葉ヲ使ツタ方ガ宜イト云フ意味デ、第一  
條ノ案文中ニハ、技術者又ハ労務者ト云フ  
字ヲ使ツタノデアリマス

去ニ於テ一種ノ「カデゴリ」モアツタ時代  
モアルノデアリマスカラ、將來ハヤハリ是  
ハ統一ナサツタ方ガ宜イト思ヒマスノデ、  
希望ヲ述べテ置キマス

ソレカラ手帳ノ受有ニ付キマシテ、前會  
ニ缺席致シマシタシ、而シテ議事錄ノ配付  
モ受ケテ居リマセヌノデ存ジマセヌガ、或  
ハ御答辯ガアツタカモ知レマセスケレドモ、  
手帳ノ受有ニ付テ手數料ガ要ルノデアリマ  
セウカドウカ、ソレカラ手帳ノ所有ハ誰ニ  
屬スルノデアリマスカ

○内藤政府委員 手數料ハ取ラナイ積リデ  
アリマス、又はハ大體手帳自體が公物ト云  
ヒマスカ、隨テ民法上ノ所有權ト云フヤウ  
ナ意味合デ、勞務者ガ所持スルモノデナイ、  
ザイマスカ、實ハアトニ罰則モアリマスシ、  
懲役一年ト云フヤウナ、科刑ノ問題モアル  
ノデゴザイマスカラ……

○吉田委員 サウスルト勞務者ノモノデハ  
ナク、政府ノ所有ト云フコトニナルノデゴ  
ザイマスカ、實ハアトニ罰則モアリマスシ、  
懲役一年ト云フヤウナ、科刑ノ問題モアル  
ノデゴザイマスカラ……

○内藤政府委員 其ノ通りデゴザイマス  
○吉田委員 政府ノ所有ト見テ宜シウゴザ  
イマスカ

○内藤政府委員 左様デゴザイマス

○吉田委員 是ハ厚生省ノ政府委員ノ方ニ  
御尋ネスルノハ如何カト存ジマスルケレド  
モ、一寸關聯シテ將來ノ爲ニ一點伺ツテ置  
ク方ガ宜イト思ヒマス、此ノ詐取シタ場合ニ、  
商工省令ニ依ル種々ノ「チケット」等デ、詐  
取ノ問題ガ現實ニアツタノデアリマスガ、サウ云  
フ場合ニ此ノ法律ニ依リマシテ處罰セラレ  
ルコトニナルノデアリマスカ、或ハ刑法ノ

詐欺罪ナドデ處罰サレルノデアリマセウカ、是ハ御意見ダケ拜聽シテ置ケバ、後日ノ參

考ニナルト思ヒマス、刑法ニ依ルト十年以下ノ罪ト云フコトニナルヤウデスガ、實ハ商工省令ニ依ル「チケット」ノ問題デ、刑法ノ

詐欺罪デ處罰サレテ居ル實例ガアリマス

○吉武政府委員 御答ヘヲ申上ゲマス、是ニハ罰則ニ、詐欺其ノ他ノ不正行爲デ手帳ヲ得タ者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金、斯ウ明記シテゴザイマスノデ、之ニ據ル考ヘデアリマス

○吉田委員 第五條第一項ノ但書、是ハ如何ナル場合ヲ指スノデアリマセウカ、例ヲ舉ゲテ戴キタイコトト、若シ限定サレルナラバ、其ノ範圍ヲ明確ニシテ戴キタイノデアリマス

○吉武政府委員 私カラ御答ヘ申上ゲタイト思ヒマス、實ハ此ノ五條ノ但書デ、使用ヲ止メタ時ニ手帳ハ返サヌデモ宜イト云フコトハ、命令デ規定スル考ヘデ居リマスガ、是ハ第一條ニ舉ゲテ居リマス全現用移動防止令ノ適用ガゴザイマスルヤウシマシテ、此ノ事業ニ從事シテ居リマスル從業者ガ自己ノ申入デ、自己ノ都合デ辭メテ行ク場合ニハ、事業主ノ方ガ手帳ヲ返サヌデモ宜イ、所謂留置ガ出來ルト云フニ考ヘテ居リマス、併シ自己ノ申入デ辭メル場合デゴザイマシテモ、特別ノ事由ガアリマスル時ニハ、ヤハリ手帳ヲ留置スルコトハ出來ナイト云フ風ニ、其ノ點モ命令デ規定スル考ヘヲ持ツテ居ルノデアリマス、

例ヘバ移動防止令ノ方デ、重要ナ事業ノ方デ、雇入ノ認可ヲ受ケタ者ニ雇ハレテ行クヤウナ場合ニアリマスルトカ、或ハ就業規則等デ停年制ノ定メノアリマス時、其ノ停年ニ達シタ時デアルトカ、或ハ其ノ他

已ムヲ得ザル事由ニ依ツテ、ドウシテモ餘所ヘ行カナケレバナラスト云フヤウナ事情ガゴザイマスル時ニハ、手帳ヲ留置スルコトガ出來ナイト云フ風ニ、其ノ手帳ヲ留置シマス場合ニハ、極ク限定スルヤウニ考ヘテ居ルノデアリマス

○吉田委員 第六條ニ勞務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキハ、國民職業指導所長ニ其ノ旨ヲ申立ツルコトヲ得トアリマスガ、此ノ場合異議申立期間中ニハ、實際上他ノ使用者ノ方ニ移動シ得ザル結果ニナル譯デゴザイマス、如何デゴザイマセウカ

○内藤政府委員 其ノ通りデアリマス

○吉田委員 異議ノ申立ガ正當ナ理由ガアツタ場合、申立ヲスル者ガ其ノ期間内ニ正當ニ移動シ得ルコトガ束縛セラルト云フコトハ、如何カト思フノデスガ、未必ノ状態ニアルノデスカラ、何カソコニ之ヲ救濟スル方法ヲ設ケテ置クコトガ、不都合ナ事業主ヲ抑制スル途デハナイカト思ヒマスガ、如何デスカ

○内藤政府委員 證明書ノ問題デアリマスガ、大體ニ於キマシテ、原則ト致シマシテハ、只今ノ異議ノ申立ヲ受理致シマシタ時ニハ、最モ速カナル期間ニ於キマシテ決定ヲスルノガ望マシイノデアリマス、此ノ決定マデノ間ニ於キマシテモ、大體ノ見透シリマスル時ニハ、ヤハリ手帳ヲ留置スルコトハ出來ナイト云フ風ニ、其ノ點モ命令デ出、見透シガ付イタ場合ニハ、證明書ヲ

交付スル、之ヲ以テ他ニ就業シ得ル途ヲ開キタイト思ヒマス

○吉田委員 次ニ審査會ノ構成ニ付テデアリマスガ、構成員ノ銓衡ノ標準ノ中、斯ウ云フ者ハ其ノ對象ニナル豫定デアリマスカ、詰リ思想精神的ニハ產業奉仕ノ精神ガアリ、且ツ其ノ勞務ノ體驗者デ、事業主デナクシテ從業者ノ事情立場ヲ能ク理解セル者、斯ウ云フ方面カラ相當數ガ銓衡サレル、

○内藤政府委員 左様デアリマス

○吉田委員 使用者ノミニ適用サレルノデアルトスルト、斯ウ云フ不條理ナ結果ガ生ズルノデハナイカト思ヒマスカ如何デセウ、第二十條ノ規定デハ、使用者ノ未成年ハ第十七條ノ一號、又第十八條ノ一號カラ四號ニ付テハ處罰セラレマスシ、ソレカラ勞務者ハ十四歳ノ子供ニ至ルマデ懲役一年以下ノ處罰ヲ受ケルト云フコトニモナルノデハナイカト思ヒマス、是ハ頗ル不均衡デハナ

○内藤政府委員 官吏、學識經驗者ノ外、事業主ノ立場ヲ能ク理解シテ居ル者、並ニ使ハル者ノ立場モ能ク體驗シ若クハ理解シテ居ル者、此ノ兩方面カラ見テ行キタイト思ヒマス

○吉田委員 サウスルト、其ノ體驗者ニハ現在ノ從業員ハ含ム御豫定ハナイデセウカ、ト共ニ使用者ノ中カラ銓衡スル御豫定ハアルノデセウカ、ソレハ如何デスカ、此ノ點ハ左様ニナカラシコトヲ欲シハ致シマスケレドモ、規定ト致シマシテハ、重要な機關デアリマスカラ、其ノ構成ニ付テハ、ノモ公正妥當ヲ期スベキコト思ヒマスノデ、御尋ネスル次第デアリマス

○内藤政府委員 只今一寸後段ヲ聽キ洩ラシマシタガ、相濟ミマセヌガモウ一回……

○吉田委員 學識經驗等ヲ有ヘル事業使用者、從業者ノ立場ヲ能ク理解セル者ヲ銓衡スルト云フ御方針ハ、ソレハ分リマシテハ、ヤハリソレハ未成年者ヲ處罰スル、併シ未成年者デアリマシテモ、營業ニ關シテ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル者ニ付テハ、斯ウ云フ趣旨デアリマシテ、勞務者ノ方ハ行爲者トナリマスカラ、其ノ行爲者ハ未成年者デアツテモ本人ガ處罰サレルト云フコトニ相成ルノデアリマス、此ノ事業主タル使用者ノ罰則ハ、其ノ他ノ勞働立法等ニ於キマシテモ、總テ斯ウ云フヤウナ形ニナツテ、併シ未成年者デアリマス、此ノ事業主タル使用者ノ罰則ハ、其ノ他ノ勞働立法等ニ於キマシテモ、總テ斯ウ云フヤウナ形ニナツテ、左様御諒承ヲ願ヒマス

○吉田委員 重ねテ御尋ネシテ置キマスガ、

○内藤政府委員 銓衡サレルヤ否ヤ、詰リモツト通常ノ言葉デ言ヘバ、事業主ト勞働者トドツチカラモテ行爲者ニナル場合ハナイノデゴザイマス

○内藤政府委員 雙方カラ選ブ積リデアリマス

○吉田委員 モウ一ツニツ伺ヒマスガ、第二十條ノ規定ハ、使用者ノミニ適用スペキモノデアリマスカ否ヤ

○内藤政府委員 左様デアリマス

○吉田委員 使用者ノミニ適用サレルノデアルトスルト、斯ウ云フ不條理ナ結果ガ生ズルノデハナイカト思ヒマスカ如何デセウ、第二十條ノ規定デハ、使用者ノ未成年ハ第十七條ノ一號、又第十八條ノ一號カラ四號ニ付テハ處罰セラレマスシ、ソレカラ勞務者ハ十四歳ノ子供ニ至ルマデ懲役一年以下ノ處罰ヲ受ケルト云フコトニモナルノデハナイカト思ヒマス、是ハ頗ル不均衡デハナ

○吉田委員 私カラ御答ヘ申上ゲマス、實ハ此ノ第二十條ノ規定ハ、使用者ガ事業主ト云フ立場ニ置カレテ居リマスノデ、事業主デアル使用者ヲ處罰スル場合ハ、未成年者等ニ付キマシテハ、法定代理人ト云フモノガ居リマシタ時ニハ、ソレニ適用ガアル、併シ未成年者デアリマシテモ、營業ニ關シテ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル者ニ付テハ、斯ウ云フ趣旨デアリマシテ、勞務者ノ方ハ行爲者トナリマスカラ、其ノ行爲者ハ未成年者デアツテモ、總テ斯ウ云フヤウナ形ニナツテ、左様御諒承ヲ願ヒマス

○吉田委員 重ねテ御尋ネシテ置キマスガ、

カ、詰り使用者ハ法律上ノ形式上ノ代理人人  
ガ處罰セラレテ、サウシテ從業員ハ十四歳  
ノ子供マズ處罰セラレル、ドウモソコガ如  
何カト思フノデゴザイマスガ——趣旨ガ不  
明瞭デアリマシタナラバ、第二十條ノ場合  
ニハ、使用者ノ未成年ガ直接行爲者ニナル  
場合ハ豫想シナインデゴザイマスカ、ナイ  
ノデゴザイマス

○吉武政府委員 實ハ使用者ト申シマスノ  
ハ、事業ノ經營者デゴザイマスカラ、事業  
ヲ經營シテ行ク上ニ於テ、例ヘバ手帳ヲ持  
ツテ居ナイ者ヲ雇フト云フコトニナリマス  
ト、ソレハ事業ノ經營トシテヤリマスノデ、  
本人ガ其ノ場合ニ居リマスコトモアリマセ  
ウシ、或ハ外ノ人ヲ使ツテ居ルヤウナ場合  
モゴザイマス、ソレハ第十九條ヲ御覽戴キマ  
シテモ御分リカト思ヒマスガ、サウ云フ際  
ハ、其ノ雇人ナリ從業者ガヤリマシテモ、  
總テ罪ハ事業主ニ歸スルノデアリマシテ、  
事業主ガ處罰サレルノデアリマス、隨ヒマ  
シテ其ノ場合ノ事業主ハ未成年デゴザイマシ  
タナラバ、其ノ事業ノ經營者ニ付テ法定代  
理人ト云フモノガ居リマスノデ、其ノ法定  
代理人ガ責任者トナル、併シ其ノ未成年者  
デモ營業ニ付テ任サレテ居リ、同一ノ能力  
ヲ持ツテ居ル者デゴザイマスト、ソレハモ  
ウ其ノ未成年者ガ責任者トナリマスカラ、  
ソレガ處罰ヲ受ケル、斯ウ云フコトニナリ  
マス

○吉田委員 最後ニ兒玉政府委員ニ御尋ね  
要請ニ依リマシテ、當然出現シナケレバナ  
ラスモノト存ジテ居リマスルガ、此ノ目的  
ヲ達成致シマスルコトハ、法律ノ末ニ重キ  
ヲ置クト云フコトデハナイト考ヘマス、ソ  
レデ特ニ重要視スベキハ、此ノ種ノ產業ニ  
付キマシテモ、思想國策ガ一面考慮セラレ  
マシテ、其ノ意味ニ於テ經營者ノ思想善導  
キデハナイカト存ジマス、其ノ實施ノ一ツ  
ノ方針ト致シマシテハ、從來產報其ノ他ノ  
運動ニ依リマシテ、產業ニ從事スル者ハ可  
ナリ思訓練ヲ受ケツツアルヤウニ思ヒマ  
スケレドモ、ドウモ私ノ見聞ガ狹イノカモ  
存ジマセヌガ、從業者ヲ對象トスルヤウニ  
偏ツテ居リハシナイダラウカ、何カ職工サ  
ヘ訓練ヲシテ置ケバ、ソレデ目的トスル所  
ヲ十分ニ果シ得ルヤウナ、一つノ僻見ガ潛  
在スルノデハナイカト思ハレル節ガゴザイ  
マス、ソコデ寧ロ此ノ事業主、或ハ會社ナ  
ラ代表者、此ノ人々ノ思想訓練ヲ國家ガ全  
責任ヲ以テナサルト云フ位ナ御意氣込ミガ  
此ノ際特ニ必要デアルノデハナイダラウカ、  
事業主ト云ヒ、從業者ト云ヒ、左様ニ區別  
シテ考ヘルト云フ考ヘ方デハゴザイマセズ、  
是ハ全部一體トナツテ行カネバナラヌコト  
ハ勿論デゴザイマスルケレドモ、何カ法律  
ノ拔道ヲ考ヘルト云フヤウナコトニ付テモ、  
ドウモ事業主ノ方ガ頭モアリマスノデ、恐  
ラク是マデノ引抜防止等ニ付キマシテモ、  
一々政府ガ色々ナ法ヲ出サナクテハナラス  
ノハ、事業主ガヤツタアトノ其ノ爲ニ必要  
ヲ感ゼラレルコトガ多イノデハナイカトス  
ラ思ハレマスガ、特ニ事業主方面ヘノ國家  
ノ訓練指導ト云フコトガ最モ必要デアルト  
存ジマスノデ、御所見ヲ拜聽シテ打切りタ  
イト思フノデアリマス

○兒玉政府委員 高度國防ノ目的ヲ達成シ、  
產業ノ發達ヲ圖ルト云フ上ニ於キマシテハ、  
勞務者ト云ハズ、資本家ト云ハズ、經營者  
ト云ハズ、皆國家ニ寄與スルト云フ根本ノ  
レデ特ニ重要視スベキハ、此ノ種ノ產業ニ  
付キマシテモ、思想國策ガ一面考慮セラレ  
マシテ、其ノ意味ニ於テ經營者ノ思想善導  
キデハナイカト存ジマス、其ノ實施ノ一ツ  
ノ方針ト致シマシテハ、從來產報其ノ他ノ  
運動ニ依リマシテ、產業ニ從事スル者ハ可  
ナリ思訓練ヲ受ケツツアルヤウニ思ヒマ  
スケレドモ、ドウモ私ノ見聞ガ狹イノカモ  
存ジマセヌガ、從業者ヲ對象トスルヤウニ  
偏ツテ居リハシナイダラウカ、何カ職工サ  
ヘ訓練ヲシテ置ケバ、ソレデ目的トスル所  
ヲ十分ニ果シ得ルヤウナ、一つノ僻見ガ潛  
在スルノデハナイカト思ハレル節ガゴザイ  
マス、ソコデ寧ロ此ノ事業主、或ハ會社ナ  
ラ代表者、此ノ人々ノ思想訓練ヲ國家ガ全  
責任ヲ以テナサルト云フ位ナ御意氣込ミガ  
此ノ際特ニ必要デアルノデハナイダラウカ、  
事業主ト云ヒ、從業者ト云ヒ、左様ニ區別  
シテ考ヘルト云フ考ヘ方デハゴザイマセズ、  
是ハ全部一體トナツテ行カネバナラヌコト  
ハ勿論デゴザイマスルケレドモ、何カ法律  
ノ拔道ヲ考ヘルト云フヤウナコトニ付テモ、  
ドウモ事業主ノ方ガ頭モアリマスノデ、恐  
ラク是マデノ引抜防止等ニ付キマシテモ、  
一々政府ガ色々ナ法ヲ出サナクテハナラス  
ノハ、事業主ガヤツタアトノ其ノ爲ニ必要  
ヲ感ゼラレルコトガ多イノデハナイカトス  
ラ思ハレマスガ、特ニ事業主方面ヘノ國家  
ノ訓練指導ト云フコトガ最モ必要デアルト  
存ジマスノデ、御所見ヲ拜聽シテ打切りタ  
イト思フノデアリマス

○野田委員長 石坂豊一君  
○石坂(豊)委員 私ハ此ノ委員ニ加ハリマ  
シテ、政府當局ニ質疑ヲ致シタイコトガア  
リマスノデ、委員長ノ御許シヲ得マシテ、  
以下簡單デアリマスガ質問ヲ致シタイノデ  
アリマス、唯委員諸君ニ御斷リヲ致シテ置  
マスルト金光厚生大臣ハ、書イタヤウナモ  
ノコトト、ソレニ伴ヒマシテ、或ル府縣ニ於テ  
賣藥ノ統制ガ行ハレテ居ルガ、之ニ付テ統  
制セナンダモノトシタモノトノ間ニ、藥ノ  
配給ガ如何ニ處分サレルノデアルコト云フ  
二點ヲ御尋ね致シタノデアリマス、サウシ  
メテ結構ナコトデアル、隨テ今後ノ藥ノ配  
給ハ、其ノ統制會社ノ方ニ厚クナツテ、統  
制シナイ「アウト・サイダー」ノ方ガ自然不  
居リマスノデアリマス、所ガ御存ジノヤウ  
リマシタ、是ニ於テ私ハ御尋ね致シタイノ  
ハ、今藥ヲ配給サセテ居ラレルノハ工業組

会社ガ出來ルヤウニナツテ居ルコトハ、極  
メテ結構ナコトデアル、隨テ今後ノ藥ノ配  
給ハ、其ノ統制會社ノ方ニ厚クナツテ、統  
制シナイ「アウト・サイダー」ノ方ガ自然不  
居リマスノデアリマス、所ガ御存ジノヤウ  
リマシタ、是ニ於テ私ハ御尋ね致シタイノ  
ハ、今藥ヲ配給サセテ居ラレルノハ工業組

レデ特ニ重要視スベキハ、此ノ種ノ產業ニ  
付キマシテモ、思想國策ガ一面考慮セラレ  
マシテ、其ノ意味ニ於テ經營者ノ思想善導  
キデハナイカト存ジマス、其ノ實施ノ一ツ  
ノ方針ト致シマシテハ、從來產報其ノ他ノ  
運動ニ依リマシテ、產業ニ從事スル者ハ可  
ナリ思訓練ヲ受ケツツアルヤウニ思ヒマ  
スケレドモ、ドウモ私ノ見聞ガ狹イノカモ  
存ジマセヌガ、從業者ヲ對象トスルヤウニ  
偏ツテ居リハシナイダラウカ、何カ職工サ  
ヘ訓練ヲシテ置ケバ、ソレデ目的トスル所  
ヲ十分ニ果シ得ルヤウナ、一つノ僻見ガ潛  
在スルノデハナイカト思ハレル節ガゴザイ  
マス、ソコデ寧ロ此ノ事業主、或ハ會社ナ  
ラ代表者、此ノ人々ノ思想訓練ヲ國家ガ全  
責任ヲ以テナサルト云フ位ナ御意氣込ミガ  
此ノ際特ニ必要デアルノデハナイダラウカ、  
事業主ト云ヒ、從業者ト云ヒ、左様ニ區別  
シテ考ヘルト云フ考ヘ方デハゴザイマセズ、  
是ハ全部一體トナツテ行カネバナラヌコト  
ハ勿論デゴザイマスルケレドモ、何カ法律  
ノ拔道ヲ考ヘルト云フヤウナコトニ付テモ、  
ドウモ事業主ノ方ガ頭モアリマスノデ、恐  
ラク是マデノ引抜防止等ニ付キマシテモ、  
一々政府ガ色々ナ法ヲ出サナクテハナラス  
ノハ、事業主ガヤツタアトノ其ノ爲ニ必要  
ヲ感ゼラレルコトガ多イノデハナイカトス  
ラ思ハレマスガ、特ニ事業主方面ヘノ國家  
ノ訓練指導ト云フコトガ最モ必要デアルト  
存ジマスノデ、御所見ヲ拜聽シテ打切りタ  
イト思フノデアリマス

氣持ヲ以テ、事ニ當ツテ行カナケレバナラ  
ヌト云フコトハ、申スマデモナインデアリ  
マシテ、其ノ意味ニ於テ經營者ノ思想善導  
キデハナイカト存ジマス、其ノ實施ノ一ツ  
ノ方針ト致シマシテハ、從來產報其ノ他ノ  
運動ニ依リマシテ、產業ニ從事スル者ハ可  
ナリ思訓練ヲ受ケツツアルヤウニ思ヒマ  
スケレドモ、ドウモ私ノ見聞ガ狹イノカモ  
存ジマセヌガ、從業者ヲ對象トスルヤウニ  
偏ツテ居リハシナイダラウカ、何カ職工サ  
ヘ訓練ヲシテ置ケバ、ソレデ目的トスル所  
ヲ十分ニ果シ得ルヤウナ、一つノ僻見ガ潛  
在スルノデハナイカト思ハレル節ガゴザイ  
マス、ソコデ寧ロ此ノ事業主、或ハ會社ナ  
ラ代表者、此ノ人々ノ思想訓練ヲ國家ガ全  
責任ヲ以テナサルト云フ位ナ御意氣込ミガ  
此ノ際特ニ必要デアルノデハナイダラウカ、  
事業主ト云ヒ、從業者ト云ヒ、左様ニ區別  
シテ考ヘルト云フ考ヘ方デハゴザイマセズ、  
是ハ全部一體トナツテ行カネバナラヌコト  
ハ勿論デゴザイマスルケレドモ、何カ法律  
ノ拔道ヲ考ヘルト云フヤウナコトニ付テモ、  
ドウモ事業主ノ方ガ頭モアリマスノデ、恐  
ラク是マデノ引抜防止等ニ付キマシテモ、  
一々政府ガ色々ナ法ヲ出サナクテハナラス  
ノハ、事業主ガヤツタアトノ其ノ爲ニ必要  
ヲ感ゼラレルコトガ多イノデハナイカトス  
ラ思ハレマスガ、特ニ事業主方面ヘノ國家  
ノ訓練指導ト云フコトガ最モ必要デアルト  
存ジマスノデ、御所見ヲ拜聽シテ打切りタ  
イト思フノデアリマス

私ハ遂ニ厚生省ニ對スル質疑ノ機會ヲ逸シ  
タノデアリマス、所ガ今度關係法案ガ出テ  
マシテ、其ノ意味ニ於テ經營者ノ思想善導  
キデハナイカト存ジマス、其ノ實施ノ一ツ  
ノ方針ト致シマシテハ、從來產報其ノ他ノ  
運動ニ依リマシテ、產業ニ從事スル者ハ可  
ナリ思訓練ヲ受ケツツアルヤウニ思ヒマ  
スケレドモ、ドウモ私ノ見聞ガ狹イノカモ  
存ジマセヌガ、從業者ヲ對象トスルヤウニ  
偏ツテ居リハシナイダラウカ、何カ職工サ  
ヘ訓練ヲシテ置ケバ、ソレデ目的トスル所  
ヲ十分ニ果シ得ルヤウナ、一つノ僻見ガ潛  
在スルノデハナイカト思ハレル節ガゴザイ  
マス、ソコデ寧ロ此ノ事業主、或ハ會社ナ  
ラ代表者、此ノ人々ノ思想訓練ヲ國家ガ全  
責任ヲ以テナサルト云フ位ナ御意氣込ミガ  
此ノ際特ニ必要デアルノデハナイダラウカ、  
事業主ト云ヒ、從業者ト云ヒ、左様ニ區別  
シテ考ヘルト云フ考ヘ方デハゴザイマセズ、  
是ハ全部一體トナツテ行カネバナラヌコト  
ハ勿論デゴザイマスルケレドモ、何カ法律  
ノ拔道ヲ考ヘルト云フヤウナコトニ付テモ、  
ドウモ事業主ノ方ガ頭モアリマスノデ、恐  
ラク是マデノ引抜防止等ニ付キマシテモ、  
一々政府ガ色々ナ法ヲ出サナクテハナラス  
ノハ、事業主ガヤツタアトノ其ノ爲ニ必要  
ヲ感ゼラレルコトガ多イノデハナイカトス  
ラ思ハレマスガ、特ニ事業主方面ヘノ國家  
ノ訓練指導ト云フコトガ最モ必要デアルト  
存ジマスノデ、御所見ヲ拜聽シテ打切りタ  
イト思フノデアリマス

合デ、藥ハ其ノ組合ノ手ヲ經テ、各業者ニ  
廻ツテ居ルノデアリマス、然ル所其ノ會社  
ガ出來マスト、會社ノ方ニ重キヲ置イテ、  
サウシテ其處ニ入ラナカツタモノニ薄クス  
ルト云フコトハ、如何ニモ會社ニ入ラナカ  
ツタ一部ノ者ヲ懲罰的ニ扱フト云フヤウナ  
コトニナルノデアリマシテ、是ニ於テ非常ニ  
ニ當業者ガ不安ヲ感ジテ居ルコトガアルノ  
デアリマス、デアリマスカラ、今私ハ餘り  
諱イコトハ申シマセヌガ、金光厚生大臣ノ  
仰セラレタ統制會社ガ出來ルト云フコトハ、  
上カラ政府ニ於テ御覽ニナツテ居ルノト、  
下部層ニ於テ考ヘテ居リマスノトハ、非常  
ナ違ヒガアルノデアリマス、私共ヤハリ民  
意ヲ暢達スル立場カラ、仔細ニ下部層ノコ  
トヲ聽イテ見マスト、此ノ統制會社ハ或ル  
時期ニ於テ——是ハ時期ヲ申シマスト、昨  
年ノ七月、八月ノ交ニ於テ新體制ガ世ノ中  
ニ叫バレタ時ニ、地方官ガ新體制ノ魁ヶヲ  
ナスモノハ賣藥デアル、賣藥ノ如キモノヲ  
統制シテ國策ノ下ニヤラナケレバナラヌ、  
斯ウ云フ見地ノ下ニヤツカコトデアル、實  
ハ私ハ七月、八月ハ海外ニ行ツテ居ツテ、  
此方ニハ居ラナカツタノデアリマスガ、歸  
ナドカラ出張シテ來テ、此ノ際ニ於テ之ヲ  
統一セヌト云フコトハ、ドウモ是ハ國策ニ  
順應シナイモノデアル、端的ニ言ヘバ、ソ  
レハ非國民ダト云フヤウナコトヲ言ハレタ  
爲ニ、吾々ハ不本意ナガラ已ムヲ得ナイト  
云フ考ヘヲ持ツテ居ツタ、併シ吾々ハ自分  
ノ祖先以來永イ間父親カラ、又其ノ父親カ  
ラ、又其ノ父ノ時代カラヤツテ居ル業ダカ

ラソレヲ統制シテ會社ノ手ニ委ネルト云フ  
コトハ、決シテ吾々ノ本意デハナイ、其ノ爲  
ニ立ドコロニ失業スルノデアルカラ、非常ニ  
考ヘタケレドモ、兎ニ角此ノ藥ト云ラコトニ  
付テハ、自分ハソンナコトヘヤラナイケレ  
ドモ、或ル卸賣商店ニ於テハ闇取引ニ引掛  
ツテ迷惑ヲセラレル人モアルダラウシ、サ  
ウ云フコトヲ考ヘルト夜ノ目モ眠ラレヌ程  
デアルガ、是ハオ上ノ言フコトヲ聽イタ方  
ガ宜カラウ、斯ウ云フ積リデ居ツタ、所ガ  
段々日ガ經ツニ從ツテ考ヘテ見ルト、私共  
バカリガ賣藥業者デハナイ、賣藥業者ハ日  
本全國ニ居ルカラ、其ノ方ノコトヲ調べテ  
見ルト、ドウモサウ云フコトハナイ、ヤツ  
タノハ獨リ自分達ノ縣バカリデアル、斯ウ云  
マスガ、越中ノコトデアリマス、越中へ藥  
屋ノ本場デ、昔カラ藥屋ト言ヘバ越中、越  
中ト言ヘバ藥屋ト云フ位デ、是ハ幕府時代  
カラ殆ド關所ヲ無鑑札デ通レル位ノ特權ヲ  
持ツテ行商シテ居リマシタノデスカラ、縣  
民ノ間ニコビリ付イタ所ノ重大産業デアル  
ノデアリマス、今デモ營業者ハ一千戸近ク、  
行商人ノ數ハ一万五千人乃至一万八千人ニ  
モ達スル程デ、中々容易ナラヌ大産業デア  
リマス、ソコデ此ノ間厚生大臣ト私トノ質  
疑應答ガ新聞ニ傳ヘラレマスト、私ノ質問  
ニ對スル金光厚生大臣ノ仰セラレタコトガ、  
速記録ト達ツタ言葉ガ二ツ三ツ入ツテ居ツ  
タ爲ニ、當業者ガ非常ニ心配シテ上京シテ  
移シツツアルト云フヤウニ聞イテ居ルノデ  
アリマシテ、先程御話ノヤウナ縣當局ガ之  
ニ指導ヲ加ヘタカドウカト云フ點モ詳細ハ

テ早ク歸ヘシタイ、サウシナイト風説ニ風  
説ヲ生ムコトガアツテモイケマセズ、又私  
共ハ政府ノナサツテ居ルコトヲ、此ノ翼賛  
議會ニ於テ何カ薪ニ油ヲ注グヤウナコトヲ  
シテ、一部ノ者ヲ煽テテ國策ニ順應シナイ  
ヤウナコトヲスル考ヘハ毛頭ナイ、自分達  
ガ宜カラウ、斯ウ云フ積リデ居ツタ、所ガ  
段々日ガ經ツニ從ツテ考ヘテ見ルト、私共  
バカリガ賣藥業者デハナイ、賣藥業者ハ日  
本全國ニ居ルカラ、其ノ方ノコトヲ調べテ  
見ルト、ドウモサウ云フコトハナイ、ヤツ  
タノハ獨リ自分達ノ縣バカリデアル、斯ウ云  
マスガ、越中ノコトデアリマス、越中へ藥  
屋ノ本場デ、昔カラ藥屋ト言ヘバ越中、越  
中ト言ヘバ藥屋ト云フ位デ、是ハ幕府時代  
カラ殆ド關所ヲ無鑑札デ通レル位ノ特權ヲ  
持ツテ行商シテ居リマシタノデスカラ、縣  
民ノ間ニコビリ付イタ所ノ重大産業デアル  
ノデアリマス、今デモ營業者ハ一千戸近ク、  
行商人ノ數ハ一万五千人乃至一万八千人ニ  
モ達スル程デ、中々容易ナラヌ大産業デア  
リマス、ソコデ此ノ間厚生大臣ト私トノ質  
疑應答ガ新聞ニ傳ヘラレマスト、私ノ質問  
ニ對スル金光厚生大臣ノ仰セラレタコトガ、  
速記録ト達ツタ言葉ガ二ツ三ツ入ツテ居ツ  
タ爲ニ、當業者ガ非常ニ心配シテ上京シテ  
移シツツアルト云フヤウニ聞イテ居ルノデ  
アリマシテ、先程御話ノヤウナ縣當局ガ之  
ニ指導ヲ加ヘタカドウカト云フ點モ詳細ハ

存ジマセヌガ、大體ノ經過トシマシテハ、斯  
ウ云フ原料、勞力ノ不足等ニ對スル對策ト  
シテ之ヲ希望シ、之ヲ實行ニ移ス協議ヲ致  
シテ居ル、斯様ニ聞及シテ承知致シテ居リ  
マス  
○石坂(豊)委員 能ク厚生省ノ御方針ヲ伺  
ツテ分ツタノデアリマスガ、然ル所此ノ統  
制會社ノ發生ニ付テ——何デモ私共ノ不在  
中デアリマシタガ、地方官會議ガアツタ、  
當業者ハ大變恐慌ヲ起シテ居リマス、是ニ於  
テ今次官モ居ラレマスシ、衛生局長モ御見  
エニナツテ居リマスガ、大臣ハ政府委員カ  
ラ説明ヲサセルト言シテ、全權ヲアナタ方ニ  
委シテ居ラレマスカラ、ドウカアナタ方モ  
其ノ積リデ説明シテ戴キタイノデアリマス  
ガ、今越中ニ於テ行ハレテ居ル賣藥ノ統制  
會社ハ一般縣民ノ、所謂業者ノ自發的要望  
ト御覽ニナツテ居ルノデゴザイマセウカ、  
其ノ點ヲ一つ伺ツテ置キタイ  
○兒玉政府委員 只今御話ノヤウニ、富山  
縣ニハ賣藥ノ製造竝ニ配置、斯ウ云フ關係  
ノ者ガ非常ニ澤山居ルノデアリマシテ、此  
ノ事變以後一面ニハ原料ノ不足、一面ニハ  
労力ノ不足ト云フヤウナ關係カラ、他ノ各  
種ノ產業ト同ジヤウニ、何トカ之ヲ統制ヲ  
取ツテ、原料、労力ノ不足ニ對處シナケレ  
バナラスト云フ希望ガ相當アツタト云フコ  
トヲ承知致シテ居ルノデアリマスガ、富山  
縣ノ問題ニ關スル限リニ於キマシテハ、私  
ノ承知シテ居ル所デハ別段政府カラ指令ヲ  
發シテヤラシタト云フ譯デハナイノデアリ  
マシテ、地方ノ獨自ノ立場ニ於テ、業主ガ  
自發的ニサウ云フ希望ヲ持チ、之ヲ實行ニ  
代ツテヤタルト云フヤウニシテ居ル、ソレデ  
ガ歩イテ居ツタナラバ女ヲ以テ之ニ代ヘ  
ル、長男ガ歩イテ居ツタモノハ次男デヤル、  
ク譯デハナイ、労力ガナケレバ、今マデ男  
テ居ル譯デハナイ、吾々ハ藥ガナイ、  
勞力ガナイト仰セラレバ、ナイモノヲ戴  
云フヤウナコトモ考ヘルガ、今吾々ハ祖  
先ノ業ヲ直グニ廢メルト云フ意思ハ毛頭ナ  
モモラスケレバ又外ノ家ニ合流シテ行クト  
ノ先覺者ガ此ノ會社ニ力ヲ入レテ居リマス  
ケレドモ、此ノ中ニ加盟シテ居リマスノヘ、  
今日ニ至ルマデ實力アル會社ノ經營ニ屬ス  
ルモノカ、或ハ又一方劑トカニ方劑トカ僅

カノ薬ヲ賣ツテ居る者以外へ、マダ誰モ調印シテ居ラスト云フ有様デアルト云フコトヲ、私ハ聞及シニデ居ルノデアリマス  
(委員長退席、土屋委員長代理着席)  
ナゼサウナルカト申シマスト、元々斯ウ云フコトハ、或ル一箇所ダケ統制シマシテモドウニモナラヌ、サウスルトヤリ損ニナルカラ、全國ニ亘ツテ統制サレルコトデナクテハナラヌ、是ニ於テ全國ハ他ニドウ云所ニアリマスカト申シマスト、奈良縣ニモアリマス、滋賀縣ニモアリマス、熊本縣ニモアリマス、方々ニアル、是等モスルコトニナラナケレバ、誰カ統制シマスト、其ノ隙ニ乘ジテ却テ販路ヲ擴張サレルト云フコトニナリマスレバ、本省ニ於テ薬ヲ節約シヨウトセラレル所ノ御趣意ガ、徹底セヌコトニナル、デアリマスカラ此ノ會社ノ實現ト云フコトハ、吾々モ出來レバ洵ニ結構ト存ジマスガ、地方ノ者ガ非常ニ之ニ付テ今困ツテ居ルノデアリマスガ、此ノ場合ヤハリ他ノ府縣モ同等ノ扱ヒヲシテ、政府ニ於テ公平ニオヤリニナル積リデアリマスカ、其ノ點ヲ伺ツテ置キマス  
○兒玉政府委員 富山縣ガ合同ノ機運ニ向イテ居ルト云フコトヲ私モ承知シテ居ルノデ、申上ゲタノデアリマスガ、只今御意見ノ中ニモアリマシタヤウニ、今日ノ產業經濟界ノ情勢カラ申シマスレバ、富山縣ノ關係者ガサウ云フ氣持ヲ持チ、運動ニ盡シツツアルコトハ洵ニ尤モノコトデアルト考ヘルノデアリマシテ、其ノ意味ニ於テ前ニ大臣カラモ御答ヘヲ申上ゲタコト存ズルノデアリマスガ、儲テ是ハ全國ノ同様ナ業者ガ同ジ進ミ方ヲシナケレバ、其ノ效果ヲ

ゲルコトガ出来ナイト云フ點ハ、洵ニ御尤モノコトト思フノデアリマスガ、今モ申上ゲマシタヤウニ、富山縣自身ニ於テモ自發的ニサウ云フ動キヲ起シタト云フコトデ、私共時局柄サモアルベキコトカト考ヘテ、之ヲ見テ居ルノデアリマスガ、其ノ經過ニ依リマシテ他ノ地方モ同ジヤウナ進ミ方ヲシナケレバオラヌト云フ情勢デアリマスレバ、ソレハ私共トシテモ考慮シナケレバナラヌコトカト思フノデアリマスルガ、唯詳細ハ存ジマセヌガ、縣ニ依リマシテ多少特殊ノ事情モアラウカト思ヒマスルノデ、其ノ進ミ方に付テハソレトノ地方ノ事情ニ應ジタ進ミ方ヲシテ貴フノガ、宜イノデハイカト考ヘマスルガ、其ノ根本ト致シマシテハ先程申シマシタヤウナ資材竝ニ勞力ノ不足ノ此ノ際ニ於ケル進ミ方トシテ、之ヲ統制シテ行クト云フ行キ方ハ、根本ノ點ニ於テハサモアルベキコトカト斯様ニ考ヘテ居リマスルノデ、今後ノ推移ニ從ツテ善處致シタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス

テ居ルモノノデアルト、斯ウ見フレルト、  
層部ニ於テハサウデナイト云フコトヲ頭ニ  
置イテ貰ハナケレバナラヌノデアリマス、ソ  
コデ是ハ識者トシテハ相當ニ理解ヲ持ツテ、  
之ヲ「リード」シナケレバナラヌコトハ固ヨ  
リデアリマスケレドモ、何分ニモ一万五千  
カラノ行商人ガアリマシテ、ソレ等ノ中ニ  
ハ多數ノ者ガ出征シテ居ルノデアリマス、  
サウシテ又歸レバ元ノ業態ニ就キタイト思  
フノニ、歸ツテ見ルト、自分ノ業態ガ  
失ハレテ居ル、中ニハ戰死シテ居ル者モア  
ル、モウ戰死シタ者ナドハ自分ノ祖先  
傳來ノ家業ヲ繼グコトハ出來マセヌカラ誰  
カヤツテ居ル、オ婆サンデアリナガラ得意  
ヲ廻ツテ居ルノガ相當アル、荏原區ノ  
私ノ所ナドニ來マスノハオ婆サンデアル、  
私ハ富山縣人デアルケレドモ賣藥業者デ  
ハナイノデス、毎日薬ハ持ツテ歩クケレド  
モ、是ハ買ツテ持ツテ居ルノデ、自分ガ此  
ノ業ヲ持ツテ居ルノデナイ、自分ノ利益ノ  
爲ニ申上ゲルノデナイデスガ、失業者  
ヲ出サナイヤウニシナケレバナラヌ、厚生  
省ニ於テ別途失業救濟ノ資金、或ハ轉業ノ  
資金等ヲ要求シテ居ラレマスケレドモ、此  
ノ多數ノ者ガ失業致シマシタ時ニ、今豫算  
ヲ要求シテ居ラレルヤウナ生易シイ金デハ  
是ハドウスルコトモ出來ナイデス

〔土屋委員長代理退席、委員長着席〕

スカラ、當局カラ言ハレマスト震へ上ル、  
ソレデスカラ心ニモナク同意シタヤウナ姿  
ニナツテ居リマスケレドモ、實ヲ申シマス  
トマダ一割モ同意シテ居ラヌノデアリマス、  
之ヲ能ク理解サセナケレバナラヌ、私ハ斯  
様ニ考ヘル、一例ヲ申ジマスト、富山ニハ  
廣貫堂ト云フ大キナ製薬會社ガアリマス、  
是ハ富山ヘオイデニナルト名所ノ一つシリ  
テ必ズドナタモ御覽下サルト思フ、是ハ統  
制會社ガ出來ルト暖簾ヲ捨テテ統制會社ニ  
合流スルコトニナル、所ガ此ノ廣貫堂ノ職  
工一千五百人ハドウ言ツテ居ルカ、廣貫堂  
ト言ヘバ皇室カラ特別ナル思召ヲ戴イテ、皇  
太子殿下ノ行啓ヲ仰イダコトモアル、又其  
ノ他ノ皇族ノ方々モ御視察下サツタコトモ  
アルノデアル、此ノ尊キ歴史アル所ノ廣貫  
堂ラ何トスルカト云フンデ、今議論ガ沸騰  
シテ居ルノデス、ソンナ優サシイ、當業者  
ノ方ガ皆サア行キマセウト云フ風ニナツテ  
居ルノデハナイノデス、唯有識者ノ二三ノ  
人、是ハ自分デ賣薬ヲ營業シテ居ル人デハ  
アリマセヌ、會社カラ月給ヲ貰ツテ居ル人  
デアル、サウ云フ人ガヤラナケレバナラヌ  
ト言フケレドモ、本當ノ營業者ハ氣ガ進ン  
デ居ラナイノデス、故ニ其ノ點ヲ能ク政府  
ニ於テ御諒解下サイマシテ、先ニ金光厚生  
大臣ノ仰セラレタヤウニ、會社ヘ入ラナケ  
レバ不利益ヲ受ケルノデアルト云フヤウナ、  
差別待遇ヲセラレルト云フコトニナルト、  
非常ナコトガ起ルグラウト思フ、元々今工  
業組合デ薬ヲ配置シテ居ラレルノデアリマ  
スカラ、其ノ程度テオヤリニナレバ宜イノ  
デアル、統制會社ノ方ヘハ十分ヤルケレド  
モ、其ノ他ノモノニハヤラスト云フコトニ  
ナリマスト——ヤラスト云フコトハ仰セラ

レテアリマセヌガ、不便ニナルダラウト云  
フコトニナリマスト、富山縣ノ方ノミナラ  
ズ他府縣ノ方ニ於テモ、統制ノ方デナイ個  
人營業ハ澤山アルノデスカラ、ソレ等モ齊  
シク不利益ヲ受ケルト云フヤウニ解釋モサ  
レマス、サウナツテハ私ハ相成ラヌト思フ、  
會社デアラウト個人デアラウト、ヤハリ本  
人ノ請求ノアルモノハ百分ノ三十三ヤルト  
カ、百分ノ八ヤルトカ、藥ノ在リ高ニ依リ  
マシテ公平ニ配付シテ戴クコトデナケレバ  
ナラヌト思ヒマスガ、此ノ點ニ關シテ如何  
ナル御所見ヲ持ツテ居ラレルデセウカ  
○兒玉政府委員 統制ト云フ事柄ノ本體方  
ラ申シマスレバ、總テノモノガ一統制ニ服  
スルト云フコトガ最モ願ハシイコトナンデ  
アリマシテ、大部分ガ統制サレタノニ一部  
ガ統制サレナイト云フヤウナコトノ爲ニ、  
全體ノ效果ヲ失フト云フヤウナコトハ、是  
ハ希望スペカラザル事柄デアリマシテ、又  
一面カラ言ヘバ大部分ノ者ガ統制サレテ居  
ルト云フ場合ニハ、大部分ノ資材ガ其ノ方  
面ヘ行クト云フコトニ自ラナルデアラウト  
モ考ヘラレマスノデ、サウ云フ意味合カラ自  
然窮屈ナ場合モアルカモ知レナイト云フコ  
トヲ、大臣カラ御答ヘ申上ゲタコトト存ズ  
ルノデアリマスガ、富山縣ノ場合ニ於キマ  
シテ、果シテ今後ドウ云フ風ニ統制ガ行ハ  
レルノカ、會社ノ設立、又外ニ立ツ者ガド  
ウ云フコトニ相成ルノカト云フ推移ガマダ  
経過中デアリマシテ、其ノ経過中ニ於テ斯  
ウ云フコトニ相成ルト云フコトハ、チヨツ  
トマダ申上ゲ兼ネルノデハナイカト思フノ  
デアリマシテ、能ク経過ヲ見タ上ノ事柄デ  
アル、斯ウ云フコトニ考ヘテ居リマス  
○石坂(豐)委員 今富山縣デヤツテ居ル統

ノ營業者ノ持ツテ居ル財產ニ屬スルモノハ三千万圓バカリデアリマスカラ、約其ノ一割シカ統制サレテ居ナイト云フコトニ相成ルノデアリマス、之ニ皆ノ營業權ガ包客サレルト云フコトニナルノデアリマスカラ、サウスルト自然ニ特殊ノ會社ダケガ利益ヲ受ケテ、アトノ者ハ厭ナラバ放セト云フコトニナツテ來ルト、非常ニ當業者ガ燒ケクソニナツテシマフト云フヤウナ心配ガアリマス、此ノ點ハ能ク理解シテ戴キタイノデアリマス、ソレカラ今當業者ガ心配シテ居リマスコトハ、是ハ自然トドウナツテ來ルデアラウカ、無理ヤリノコトニナルト、甚ダ困ルト云フコトデ、アトノ小サイ營業者ノ如キハ、自分ノ持ツテ居ル財產ノ價格が非常ニ下リマシテ、擔保ガ下ツテ居ル爲ニ、信用組合カラ借リテ居ル金ノ追金ノ請求ヲ受ケタ、是ハ村ノ名モ其ノ人ノ名前モ分ツテ居リマス、ソンナコトハ申上ガル必要ガナイガ、兎ニ角ソレデビツクリシテ卒倒シテ死ンデ居ル人ガアル、是ハ中々吾々ガ此處ニ於テ論ジテ居ル以上ニ深刻デアリマシテ、ドウカ此ノ點ヲ一つ御諒解ヲ願ヒタイノデアリマス、ドウカ壓迫ヲスルト云フコトナク、ヤハリ業者ト云フモノハ其ノ道ヲ以テ説ケバ理解シテ行クノデアリマスカラ、焦ラズヤツテ戴キタイト思フノデアリマス、先程次官モ仰セラレマシタガ、賣藥ノ如キハ是ハ他府縣ヲ主ニ相手ニシテ居ルノデアリマス、奈良縣モ熊本縣モ滋賀縣モ、詳シクハ申シマセヌガ、自分ノ縣以外ニ發展シテ行ツテ居ルノデアリマスカラ、カラ片方ダケ統制シテモ他ノ方ヲ全部ヤラ

ナケレバ、一方ノ者ハ承知シナイコトニ  
ルノデアリマスカラ、其ノ點ヲ能ク御斟酌  
願ヒタインデアリマス、ソコデ今御説明ヲ  
居ルノデモナイ、又法制ニ依ツテソレヲ強  
ヒテ居ルノデハナイト云フ御辯明ガアリマ  
シテ、私共ハ安心シタノデアリマスガ、所  
デは一昨日地元ニ於テ發行サレタ北日本  
新聞ノ二月九日、百九十一號ト云フ夕刊ニ  
アルノデアリマスガ、配置賣藥ノ統合國策  
トシテ遂行、厚生省ノ松尾課長言明ト云フ  
東京電報ガ載ツテ居リマス爲ニ、業者ハ非  
常ニ驚イテ、國策トシテ遂行スルト云フコト  
ニナツテ來ルト、今ノ議會ニデモソレガ現  
ハレルノデアラウカ、兎ニ角假令會社へ入ツ  
テモ殘務整理ト云フモノハ何年間カ相當期  
間ヲ與ヘテ戴カナケレバナラヌ、ソレデモ  
押付ケラレルト云フコトニナルト、大變ナ  
コトデアルト騒イデ居ルノデス、次官ハ之  
ヲ御存ジノコトデアリマセウカ、其ノ點ヲ  
御伺ヒ致シマス

○石坂(豊)委員 全ク御趣旨ノ通り斯<sup>ウ</sup>云  
フ時勢デアリマスカラ、紙モ餘リニ重三重  
ニ使ツテイケナイ、又其ノ他ノ薬品等モサ  
ウ云フコトガナイヤウニト云フコトハ勿論  
デアリマス、所ガ中々一朝一夕ニ發達シタ  
業務デナイノデアリマスカラ、取ラレル者  
ニシテ見ルト一生懸命、ソレデ大體申シマ  
スト、廣ク縣内ニ散亂シタ營業デアルカラ、  
或ル一部ニ於テハ厚薄ハアリマスガ、富山  
トカ新川方面ニハ多クアリマスガ、今デハ  
全部縣内ニ擴マツテ居ル、ソレガ一箇所ニ  
統制サレマシテ、製藥ナドハ富山市一箇所  
デヤルト云フコトニナリマスト、職工ハ皆  
方々カラ寄ラナケレバナラヌ、只今ノ所ハ  
是ハ戸内工業デアリマシテ、製藥ハ戸内デ  
ヤレルヤウニ出來テ居ル、ソレ等ハ殆ド仕  
事ノ片手間デアルトカ、或ハ子供ヲ持ツテ  
居ル親ナラバ、オツバイン空イタ時間ヲ利  
用スルト云フコトニナツテ居リマス、是ガ  
一つノ會社ニナツテ、製藥所ハ一所ニ合流  
サレルコトニナリマスト、悉ク失業スル、  
單ニ行商人トカ營業主ノミデハナイ、非常  
ナ影響ガアルノデアリマス、一箇所ニ於テ  
サウ云フ大キナ製造所ヲ設ケルト云フコト  
ニナリマスト、却テ職工ノ關係ヤ何カデ非  
常ニ「コスト」ガ高ク付ク、サウ云フヤウナコ  
トヲ皆考へ合セマシテ、能クソレ等ノコト  
ヲ根本的ニ解決シナケレバナラヌ問題デア  
リマス、サアヤレヽト云ツテ、後カラ追  
立テルヤウナヤリ方ヲシテ貰フト、甚ダ迷  
惑シマスカラ、此ノ點モ當局ニ於カレテモ  
能ク御理解ヲ願ヒタイノデアリマス、要ス  
ルニはハ時ノ勢ヒデアルト云フコトハ、當  
局者ハ知ツテ居リマスケレドモ、唯如何ニ

モ皆自分達デ進ンデヤツテ居ルヤウニ思フト、是ハ大變ナ間違ヒデアリマス、好ムト好マザルニ拘ラズ、斯ウ云フ時勢ニ押サレテ居ルト云フコトハ、ソレハ考ヘテ居リマスケレドモ、餘リニ急激ナ事ニスルト云フト、却テ藪蛇ニナリマスカラ、其ノ點ヲ當局ニ於テ能ク御諒承下サルヤウニ御願ヒ致シテ置キマス、私ノ質問ハ是デ終リマス

○野田委員長 ソレデハ次會ノ日程ハ公報デ御知ラセ致シマス、本日ハ是デ散會致シマス

午後三時三十二分散會

昭和十六年二月十日印刷

昭和十六年二月十一日發行

議院事務局

印刷者 内閣印刷局